

北九州広域都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積(h a)
北九州広域都市計画 臨港地区	3, 7 6 7

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

新門司北地区は、昭和 5 5 年から埋立てを開始し、全体の約 2 4 0 h a のうち約 2 3 1 h a が竣功済みである。九州最北端に位置し、高速道路へのアクセスはわずか 5 分と、九州に留まらず中国地方への最適物流が可能な有数の物流団地である。

団地内には、西日本最大級のフェリーターミナルを擁しており、令和 3 年には横須賀港間と新規就航を開始するなど、神戸・大阪・東京・横浜・徳島に向け 1 日 6 便の大型フェリーが就航するなど、西日本における物流拠点として更なる企業集積が期待されている地域である。

今回、臨港地区に指定する埋立地は、港湾計画において埠頭用地、港湾関連用地等に位置づけており、一部は埠頭用地の整備に併せて新規フェリーの旅客ターミナルの整備が完了し、背後の港湾関連用地についても、企業の進出意向が旺盛であることから早期の土地利用が求められている。

響灘西地区は、昭和 3 7 年から埋立てを開始し、全体の約 1 6 3 h a のうち約 9 1 h a が竣功済みである。地区内には大水深岸壁を有するひびきコンテナターミナルを配し、フェリーや RORO 船等の物流インフラを活用した物流網とともに、優れたコンテナヤード蔵置能力を有する製造・物流拠点として、多くの企業から注目を集める日本とアジアを結ぶゲートウェイである。

さらに、全国に先駆けて風力発電等のエネルギー産業の集積促進に着手し、西日本で唯一の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)の指定を受け、風力発電産業をはじめとした環境・エネルギー産業の集積を図っている。

当地区は埋立竣功後、沖合で進行する響灘洋上ウインドファームの建設にあわせ、次世代の主流となる浮体式洋上風力の拠点として、日本の洋上風力発電導入促進に大きく貢献する産業の集積に向け、計画的に市街化を図るものである。

以上のことから、本市の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点強化と産業集積を効果的に進め、新たな雇用の創出と産業振興による地域活力の向上に資する港湾施設の整備及び港湾の管理運営を図るため、埋立竣功に伴い市街化区域に編入し、用途地域及び臨港地区(分区条例による規制)の指定を行うものである。

(参考)

名 称	面 積(ha)	備 考		
		分 区 名	面 積(ha)	備 考
北九州広域都市 計画 臨港地区	3, 7 6 7	商港区	7 9 0. 3	
		工業港区	2, 8 6 3. 4	
		特殊物資港区	5. 1	
		漁港区	1 0. 2	
		保安港区	5 6. 8	
		マリーナ港区	1 1. 7	
		修景厚生港区	1 9. 9	
		無分区	1 0. 4	

都市計画の策定の経緯の概要

北九州広域都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）
（新門司北地区・響灘西地区、砂津地区）

事 項	時 期	備 考
国土交通省 下協議	令和 6 年 9 月 1 8 日	
地方港湾審議会答申	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
福岡県 下協議	令和 7 年 1 月 8 日	
公有水面埋立竣功	令和 7 年 3 月 3 1 日	
国土交通省 事前調整	令和 7 年 4 月 2 4 日	
公聴会用原案の縦覧	令和 7 年 7 月 1 7 日	
	令和 7 年 7 月 3 1 日	公述申出なし
公聴会	令和 7 年 8 月 7 日	申込がなく中止
福岡県知事 事前協議	令和 7 年 9 月 1 0 日	
国土交通大臣 事前協議	令和 7 年 9 月 1 8 日	
埋立地の土地確認	令和 7 年 1 0 月 2 0 日	9 月議会 告示第 411 号、412 号
都市計画案の縦覧	令和 7 年 1 2 月 5 日	
	令和 7 年 1 2 月 1 9 日	意見なし
市都市計画審議会審議	令和 8 年 2 月 2 日	
福岡県知事の意見聴取	令和 8 年 2 月 下旬	(予定)
国土交通大臣の同意	令和 8 年 3 月 下旬	(予定)
都市計画の変更決定告示	令和 8 年 4 月 月上旬	(予定)

北九州広域都市計画臨港地区の変更（新旧対照表）

臨港地区の面積欄上段（ ）内は、変更前（令和 4 年 2 月 9 日北九州市告示第 3 5 号）の数値

名 称	面 積(h a)
北九州広域都市計画 臨港地区	(3 , 7 0 0) 3 , 7 6 7

(参考)

臨港地区の面積欄上段 () 内は、変更前(令和 4 年 2 月 9 日北九州市告示第 3 5 号)の数値

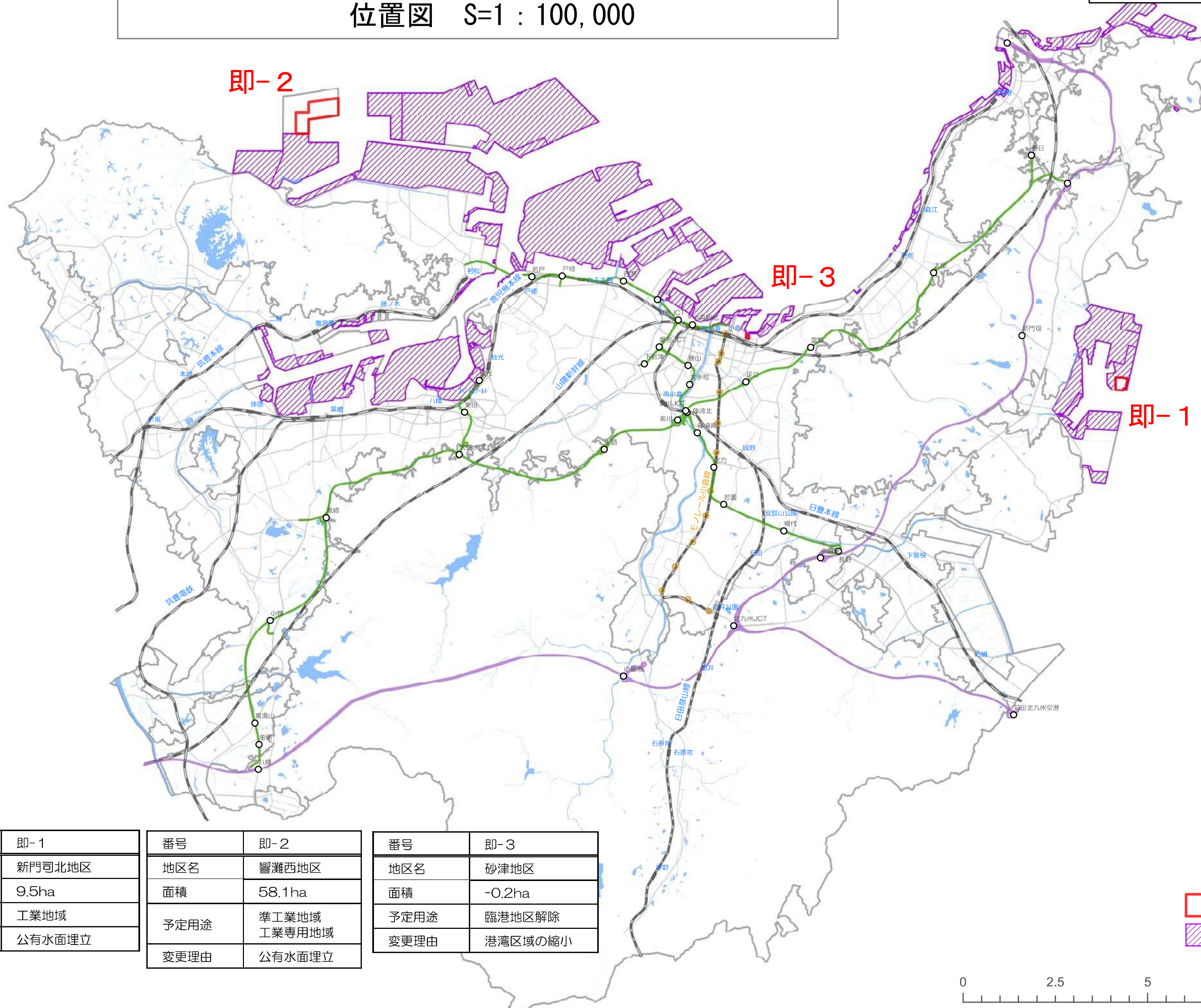
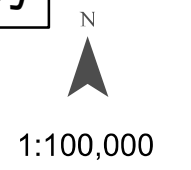
臨港地区の備考面積欄上段 () 内は、変更前(令和 7 年 1 2 月 1 7 日北九州市告示第 4 6 0 号)の数値

名 称	面 積(ha)	備 考		
		分 区 名	面 積 (h a)	備 考
北九州 広域 都市計画 臨港地区	(3, 700) 3, 767	商港区	(767.8) 790.3	分区の指定は、港湾法第39条に基づくものであり、都市計画決定事項ではない。
		工業港区	(2,818.3) 2863.4	
		特殊物資港区	5.1	
		漁港区	(10.3) 10.2	
		保安港区	56.8	
		マリーナ港区	11.7	
		修景厚生港区	19.9	
		無分区	(10.5) 10.4	

※小数点第一位までを記載。

北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
位置図 S=1:100,000

議題第422号



番号	即-1
地区名	新門司北地区
面積	9.5ha
予定用途	工業地域
変更理由	公有水面埋立

番号	即-2
地区名	響灘西地区
面積	58.1ha
予定用途	準工業地域 工業専用地域
変更理由	公有水面埋立

番号	即-3
地区名	砂津地区
面積	-0.2ha
予定用途	臨港地区解除
変更理由	港湾区域の縮小

臨港地区変更箇所
 臨港地区

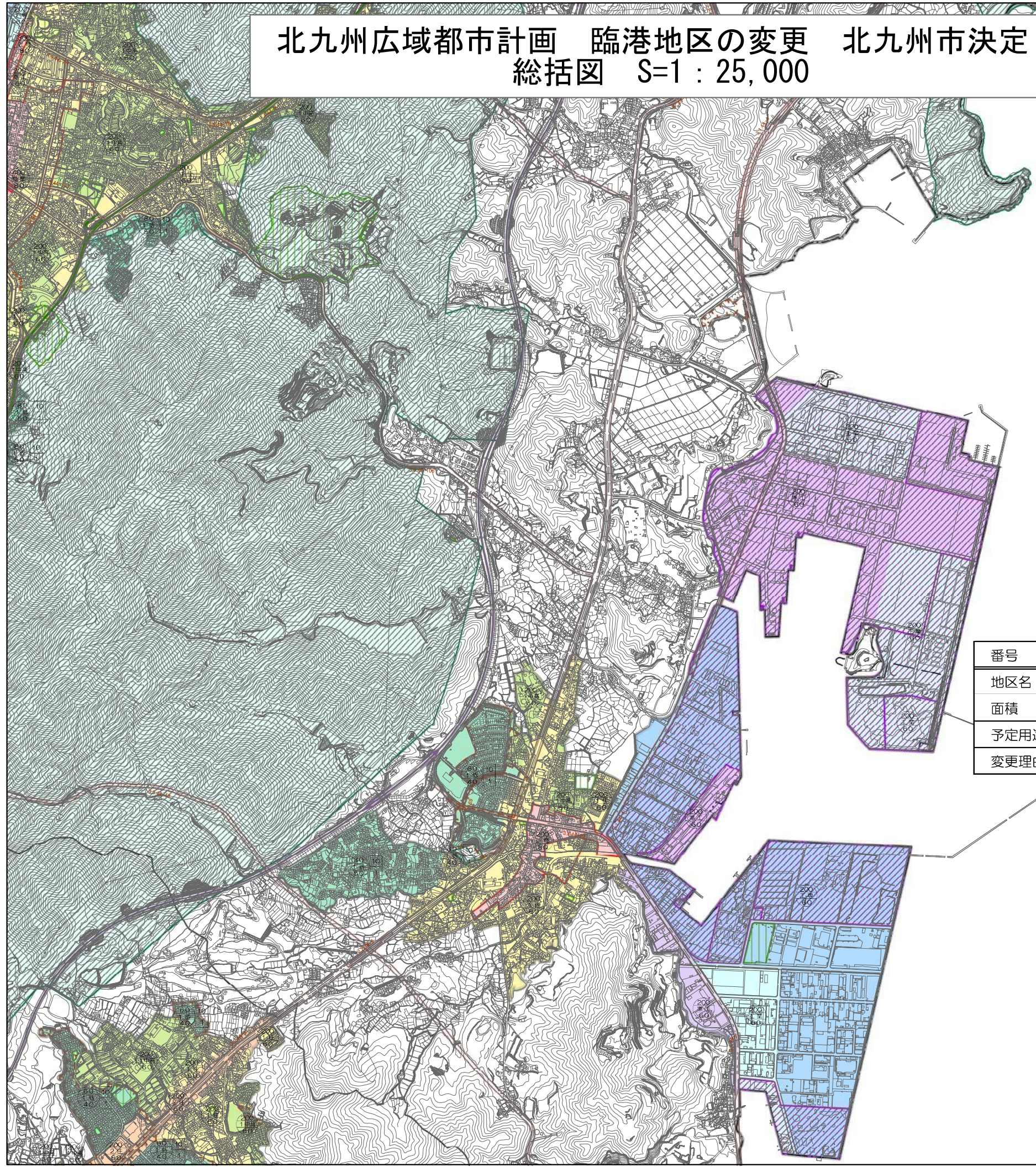


北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
 総括図 S=1 : 25,000

議題第422号



1:25,000



番号	即-1
地区名	新門司北地区
面積	9.5ha
予定用途	工業地域
変更理由	公有水面埋立

- 都市高速道路
- 九州縦貫自動車道
- 都市計画道路
- 地区計画
- 都市計画公園
- 都市計画墓園
- 特別緑地保全地区
- 臨港地区
- 駐車場整備地区
- 風致地区
- 準防火地域
- 防火地域
- 高度利用地区
- 高度地区
- 都市再生特別地区
- 特別用途地区
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

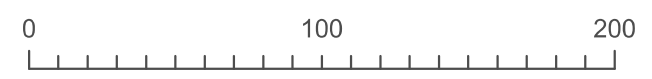
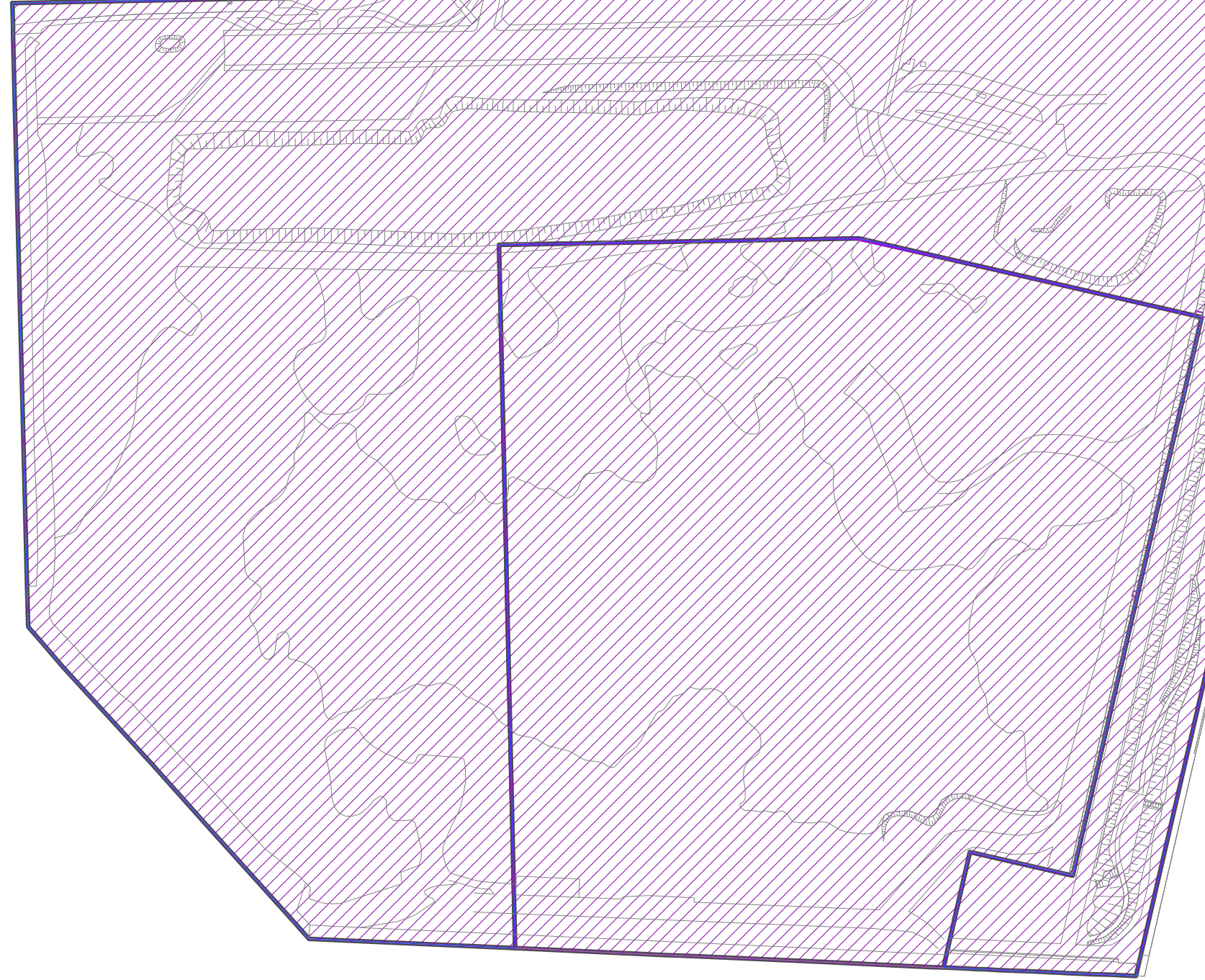


北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
即-1 新門司北地区 計画図 S=1 : 2,500

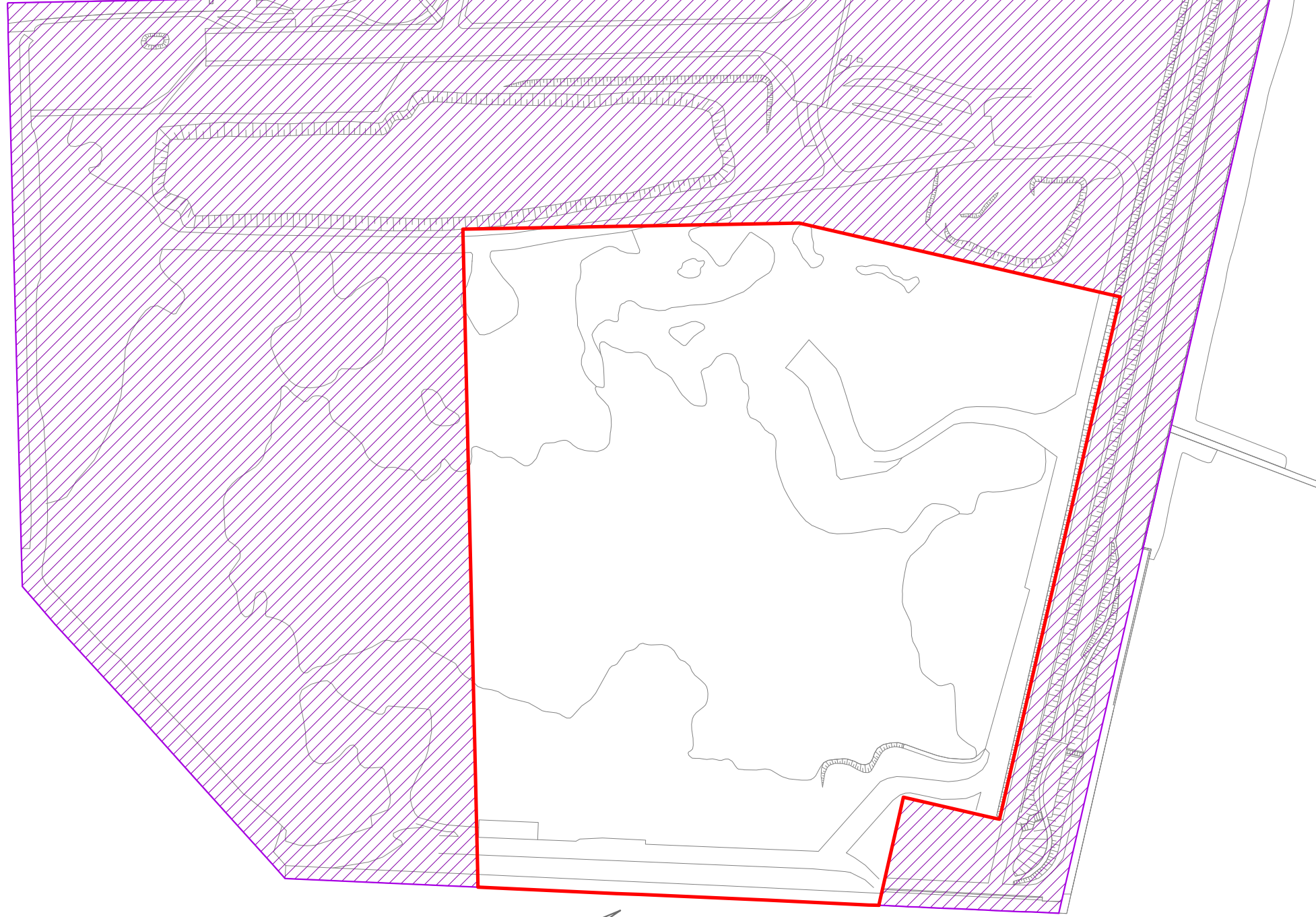
議題第422号



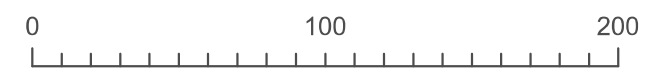
1:2,500



 臨港地区



臨港地区の変更
無指定 → 臨港地区(9.5ha)



臨港地区変更箇所
臨港地区

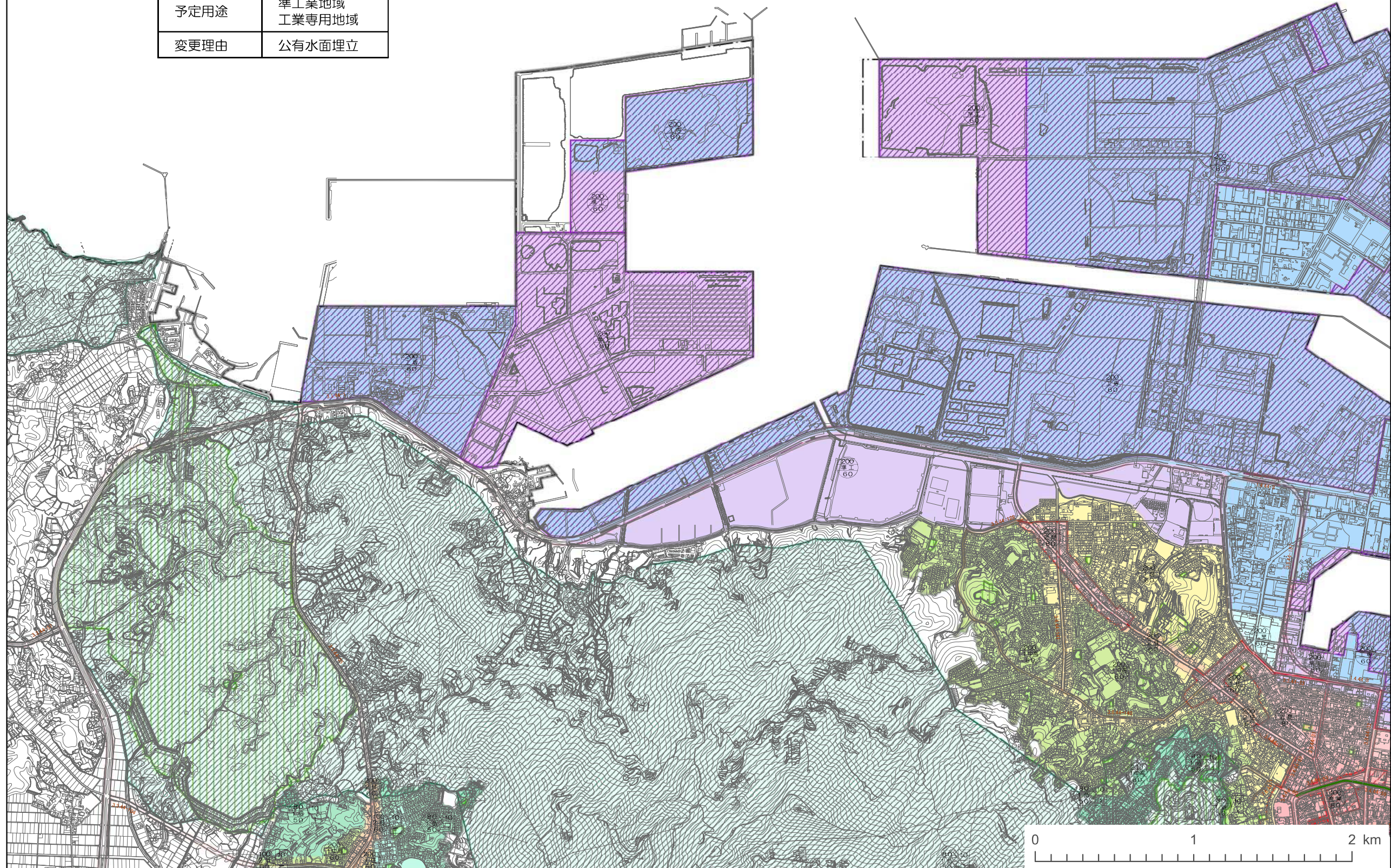
北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
 総括図 S=1 : 25,000

議題第422号



1:25,000

番号	即-2
地区名	響灘西地区
面積	58.1ha
予定用途	準工業地域 工業専用地域
変更理由	公有水面埋立



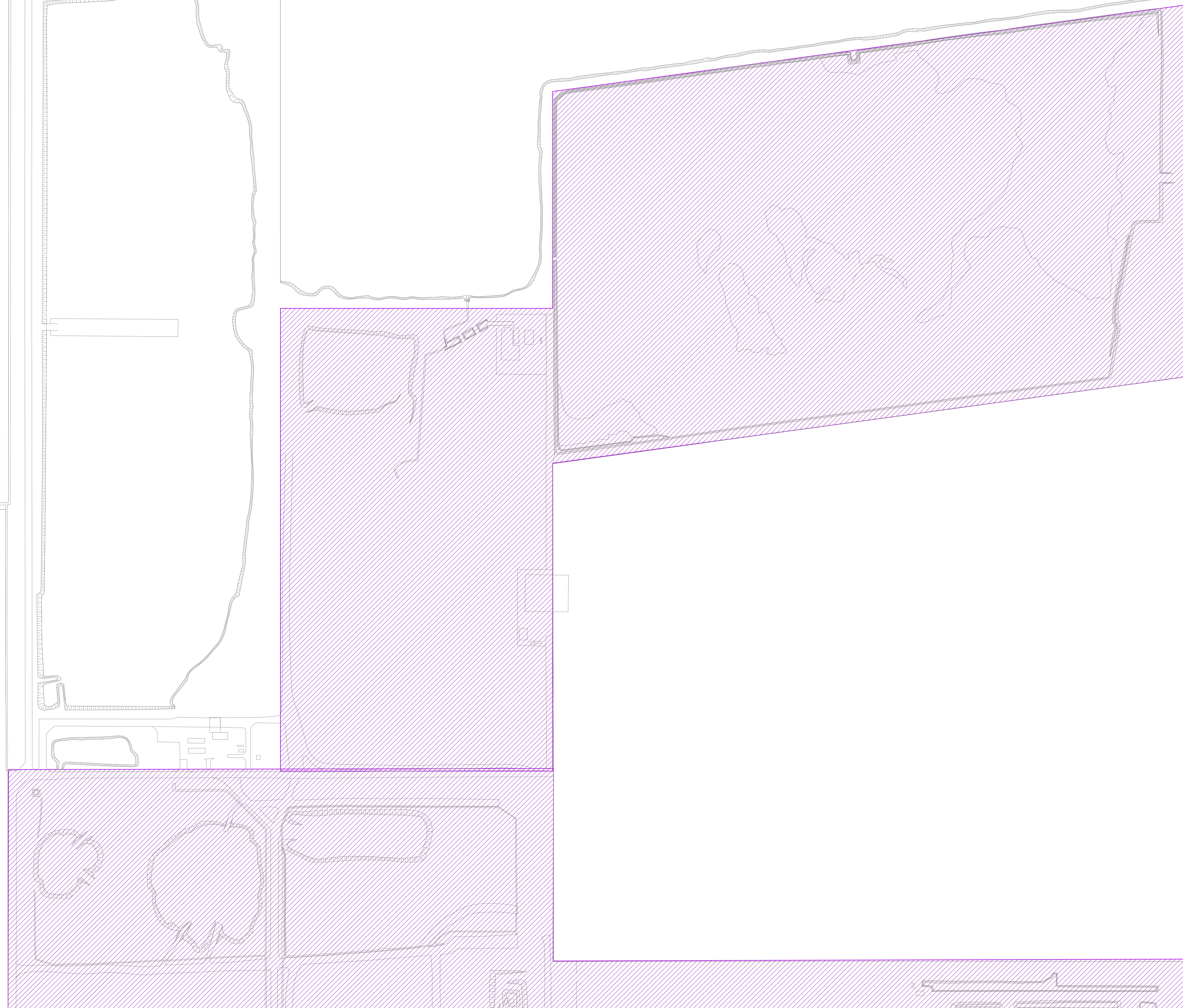
- 都市高速道路
- 九州縦貫自動車道
- 都市計画道路
- 地区計画
- 都市計画公園
- 都市計画墓園
- 特別緑地保全地区
- 臨港地区
- 駐車場整備地区
- 風致地区
- 準防火地域
- 防火地域
- 高度利用地区
- 高度地区
- 都市再生特別地区
- 特別用途地区
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
即-2 響灘西地区 計画図 S=1 : 2,500

議題第 4 2 2 号

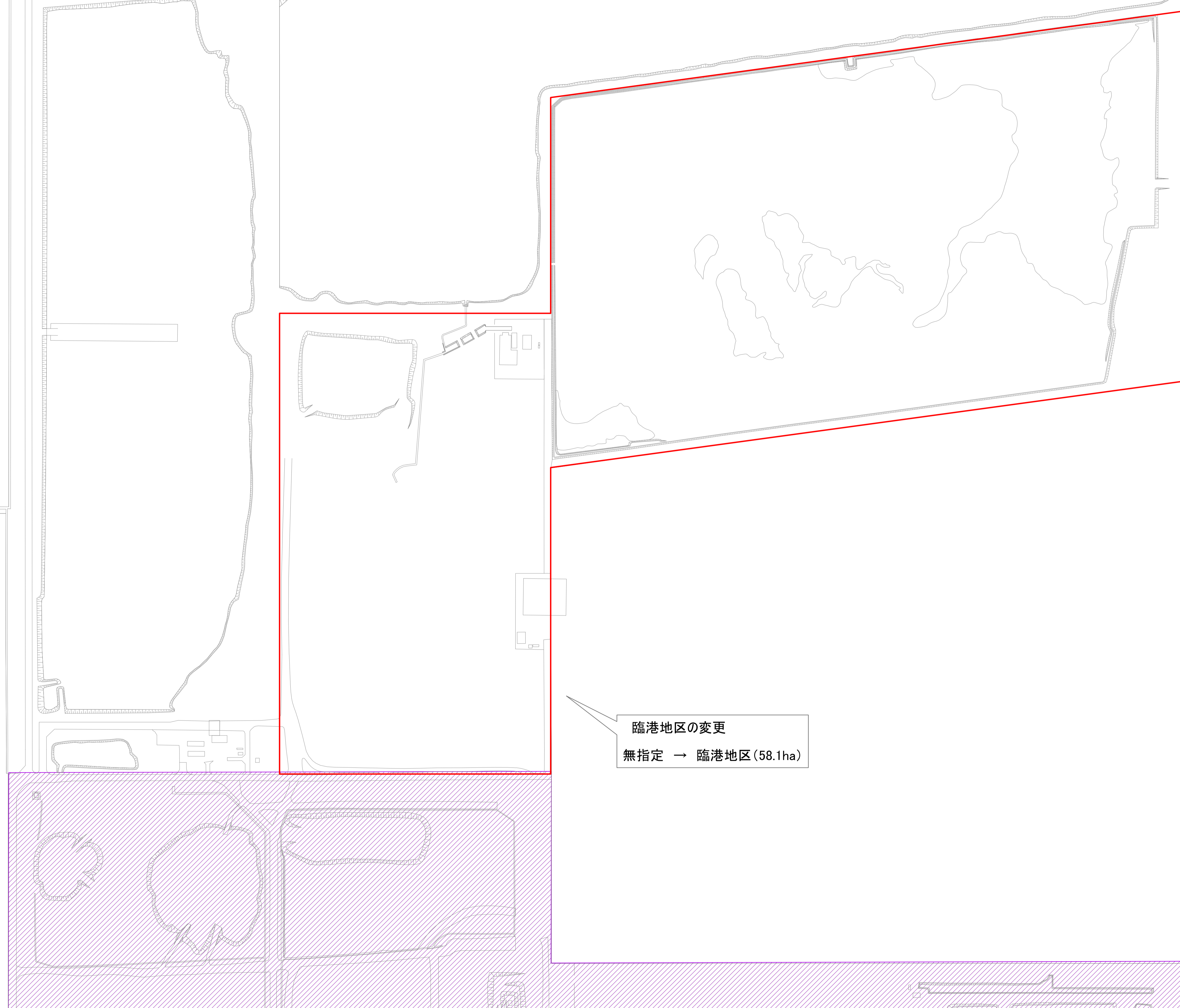


1:2,500



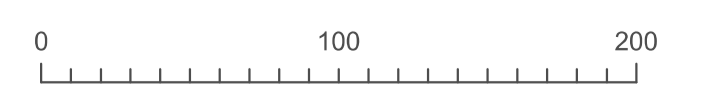
臨港地区

0 100 200



臨港地区の変更
無指定 → 臨港地区 (58.1ha)

臨港地区変更箇所
臨港地区

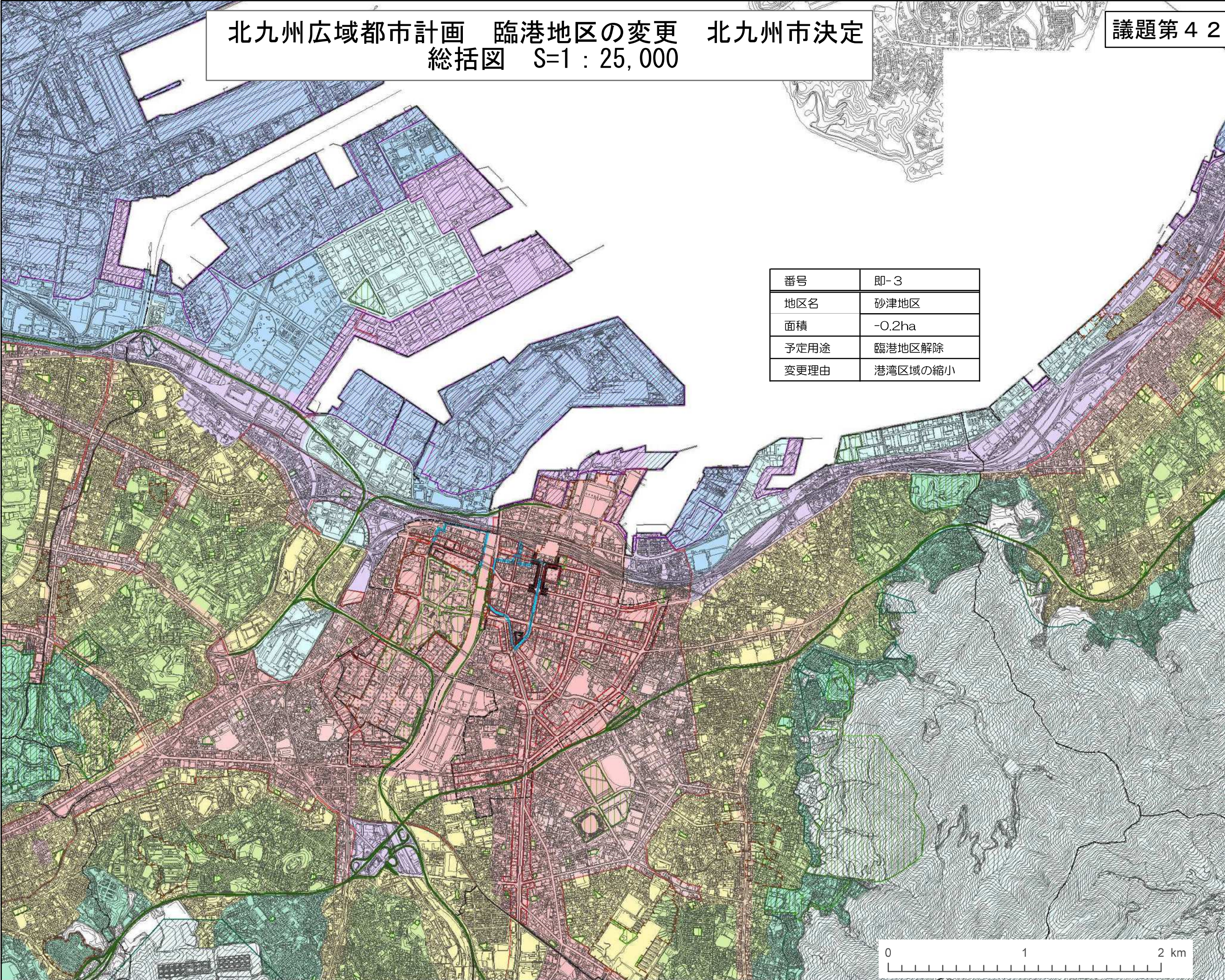


北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
 総括図 S=1 : 25,000

議題第422号

N
 1:25,000

番号	即-3
地区名	砂津地区
面積	-0.2ha
予定用途	臨港地区解除
変更理由	港湾区域の縮小



- 都市高速道路
- 九州縦貫自動車道
- 地区計画
- 都市計画公園
- 都市計画墓園
- 特別緑地保全地区
- 臨港地区
- 駐車場整備地区
- 風致地区
- 準防火地域
- 防火地域
- 高度利用地区
- 高度地区
- 都市再生特別地区
- 特別用途地区
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

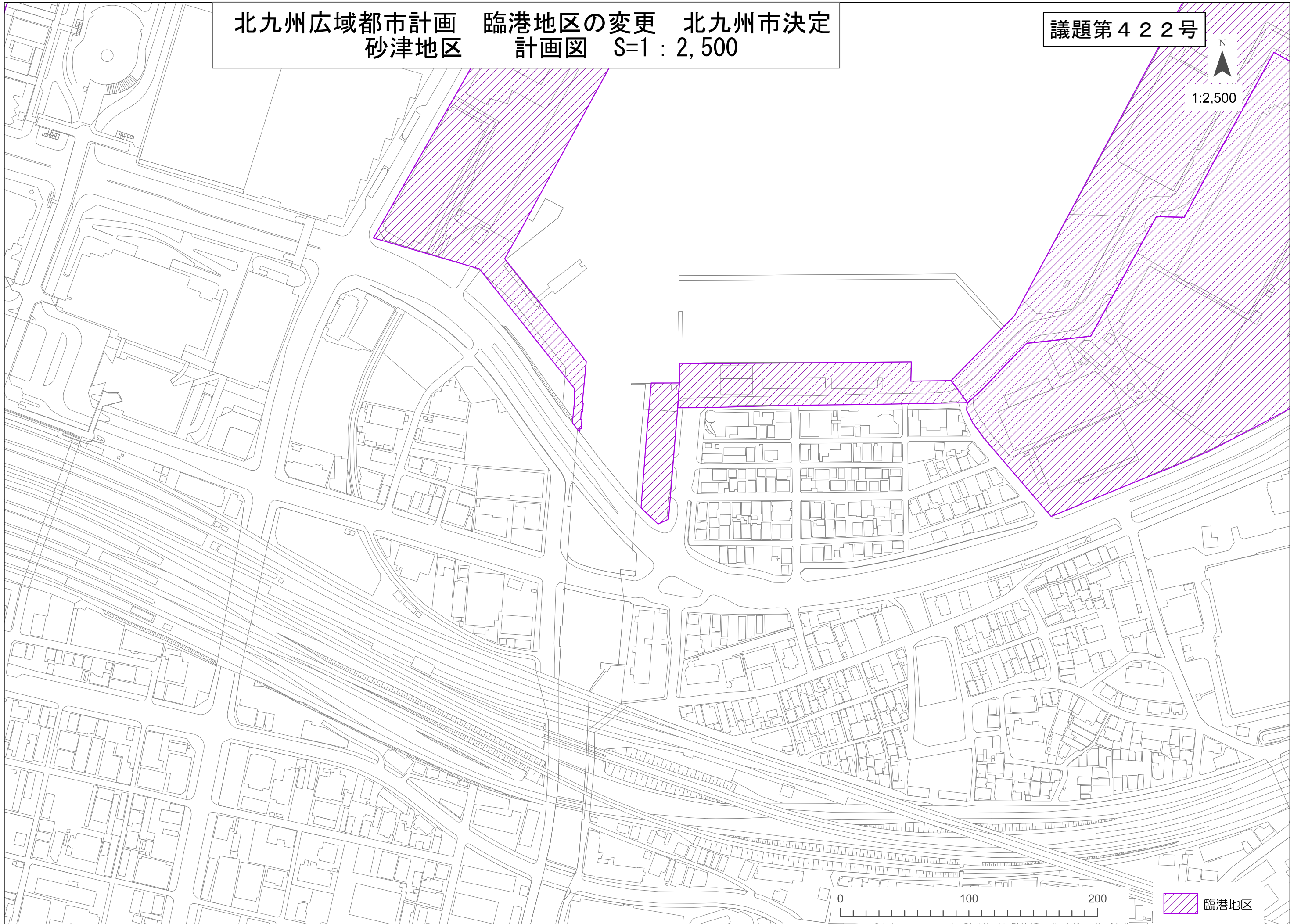


北九州広域都市計画 臨港地区の変更 北九州市決定
砂津地区 計画図 S=1 : 2,500

議題第422号



1:2,500





1:2,500

臨港地区の変更
臨港地区 → 無指定(-0.2ha)

